

郵券類管理簿の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
箕面東高等学校	<p>郵券類の使用に際し記入する郵券類管理簿には、受払年月日、宛先、用件、使用する郵券類の種類等の記入欄があるが、平成26年度は8件（合計2,429円）、平成27年度は3件（合計1,312円）について、使用者欄が空欄のままとなっていた。</p>	<p>郵券類管理簿の適正な記載を徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （物品の保管及び管理） 第82条（略） 2 物品取扱責任者は、物品（使用中のものに限る。）を良好な状態で管理しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第82条関係 3 物品取扱責任者が使用中の郵券類を管理する場合は郵券類管理簿（様式24号その3）により、行うものとする。</p> </div>	<p>監査の結果を受け、郵券類管理簿について速やかに修正した。</p> <p>また、監査後の職員会議で、改めて郵券類管理簿を正しく、記載するよう徹底を図った。（平成28年2月29日）</p> <p>今後郵券類管理簿の記載に当たっては、記載すべき事項の確認を徹底し、関係する規則等に基づき適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月5日）